

関西学院大学人間福祉学部研究会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は関西学院大学人間福祉学部研究会と称する。
- 第2条 本会は本学部における人間福祉と関連諸科学の教育・研究の推進を図ることを、目的とする。
- 第3条 本会は事務局を西宮市上ヶ原一番町1-155 関西学院大学人間福祉学部におく。

第2章 事 業

- 第4条
1. 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
 2. 研究会・セミナーなどの開催
 3. 機関誌「人間福祉学研究」「Human Welfare」などの刊行
 4. 会員相互の研究・教育に関する連絡及び協力
 5. 本学部の教育・研究に対する協力
 6. 国内外関係諸学会との協力
 7. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

- 第5条 本会の会員は次のとおりとする。
1. 名誉会員 本会に功労のあったもので、本会の推薦するもの
 2. 普通会員 本学人間福祉学部の教授、准教授、専任講師及び助教
 3. 賛助会員 本会の主旨に賛同するもの

第4章 運営組織

- 第6条 第2章記載の事業を行うため、本会には以下の委員、委員会等をおく。
1. 会長は当該年度の間福祉学部長とし、本会には以下の委員、委員会等をおく。
 2. 運営委員（6名）：運営委員は普通会員の中から互選し、運営委員会を構成する。
 3. 運営委員長（1名）と会計（1名）：運営委員長と会計は運営委員の中から互選する。
 4. 運営委員会は第4条に記された事業の企画・運営にあたる。なお、機関誌「人間福祉学研究」の編集については複数の委員をもって構成される編集委員会をおく。編集委員長は、編集委員の中から互選する。
 5. 会計監査（2名）：会計監査は普通会員の中から互選する。
 6. 書記は人間福祉学部事務長に委嘱する。
- 第7条 本研究会運営委員の任期は2年とし、重任を妨げない。

第5章 総 会

- 第8条 総会は毎年一回会長が主宰して開催される。なお、普通会員の1/2以上の要求があった場合、あるいは会長が必要と認めたときは臨時総会を開催する。議決は出席者の過半数をもって行う。
- 第9条 総会の承認を必要とするものは第6条第1項のほか、次の事項とする。
1. 事業計画及び収支予算
 2. 事業報告及び収支決算
 3. その他運営委員会において必要と認めた事項

第6章 会 計

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 本会の経費は次の収入をもってあてる。

1. 会費

普通会員年額 20,000円

賛助会員年額 10,000円

2. 寄付及び補助助成金による金品

3. その他の収入

第12条 本会員及び本学人間福祉研究科学生、研究員並びに人間福祉学部学生は機関誌の配布を受ける。学生の購読費は年間2,000円とする。

附 則

第1条 本会の事業運営に必要な諸規程は、運営委員会の議を経て別に定めることができる。

第2条 本会の会則変更及び本会の解散、並びにこれに伴う財産の処分等については、総会において、出席者の2/3以上の同意を得ることを要する。

第3条

1. 本会則は、2008年4月9日より施行する。

2. 本会則は、2009年5月13日より改正施行する。

3. 本会則は、2011年4月1日より改正施行する。

了解事項

1. 附則第3条の3にかかわらず、第12条に定める購読費の改定は、2012年4月1日から適用する。

関西学院大学人間福祉学部研究会名誉会員制度規則

第1条（目的） 関西学院大学人間福祉学部研究会会則第5条に基づき、人間福祉学部研究会に多大な貢献をしたものに敬意を表すため、名誉会員制度を設ける。名誉会員制度に関する事項は本規則によるものとする。

第2条（名誉会員に推挙する要件） 人間福祉学部研究会は、次の各号のいずれかに該当するものに名誉会員の称号を贈呈できる。

1. 本研究会の会員であったもので関西学院大学から名誉教授の称号を授かったもの
2. 本研究会の会員であったもので本研究会の社会的評価を高める功績及び研究会の運営の発展に特段の功績をあげたもの

第3条（名誉会員手続き） 名誉会員の称号贈呈は、つぎの手続きを踏まえて行われるものとする。

1. 人間福祉学部研究会運営委員会は、第2条の要件に該当するものがいた場合、速やかに審議を行い、名誉会員称号を贈呈することが妥当と判断したときには、本人の承諾を得たうえで、総会に名誉会員の推挙を行う。
2. 人間福祉学部研究会は、総会において承認

されたものに対して名誉会員としての称号を贈呈する。

第4条（名誉会員の会員適用事項） 人間福祉学部研究会の名誉会員は次の各号の事項が適用されるものとする。

1. 名誉会員の称号を使用することを認める。
2. 本研究会会員としての会費が免除される。
3. 人間福祉学部研究会普通会員の推薦を受け、人間福祉学部の学外査読者として、投稿論文の査読を行う。なお学外査読者の任期は定めない。ただし人間福祉学部研究会に辞退を申し出た時点で任期は終了とする。
4. 上記以外の事項については、一般会員と同じ扱いとする。

附 則

1. この規則は、2008年5月28日より施行する。
2. この規則は、2017年6月14日より改正施行する。
3. この規則は、2020年5月13日より改正施行する。

「Human Welfare」編集内規

1. 「Human Welfare」（以下、「本紀要」という）は原則として、当該年度中に1回発行する。11月末日を締切日とし、3月末日の配布を目標とする。
2. 本紀要の企画、編集、発行は人間福祉学部研究会運営委員会（以下「運営委員会」という）が行う。
3. 本紀要に掲載される原稿の種類は以下に掲げるものとする。
 - ①原著論文
 - ②研究ノート
 - ③学部および人間福祉学部研究会主催、共催の講演会の講演原稿
 - ④資料、報告
 - ⑤人間福祉研究科最優秀修士論文（駒草賞）要旨及び人間福祉学部最優秀卒業研究（あじさい賞）要旨
 - ⑥その他運営委員会が必要と認めた原稿・記事
4. 本紀要への投稿有資格者は次のとおりとする。
 - ①人間福祉学部研究会名誉会員ならびに普通会员
 - ②共同執筆者は、名誉会員あるいは普通会员の推薦を受けた者（要推薦状；書式不問）、または名誉会員あるいは普通会员と共同研究を行った者とする。
 - ③ファーストオーサーが①以外の場合、普通会员による推薦（要推薦状；書式不問）と運営委員会の審査を経て掲載することができる。なお、投稿料5,000円を徴収する。ただし、会則に定める購読費納入者は除く。
5. 原稿の執筆に際しては、以下の様式に従うものとする。
 - ①原著論文については、原則として図表・写真・注・引用文献を含めて20,000字を目安とする。研究ノートについては、原則として図表・写真・注・引用文献を含めて12,000字を目安とする。
 - ②図表・写真は1点につき600字換算とする。ただし、1頁全体を使用する図表については1,600字換算とする。
 - ③図表・写真等は題字、説明つきですべて本文とは別紙とし、本文中に挿入する箇所を本文欄外に指示すること。図表・写真等の費用は50,000円を限度として人間福祉学部研究会が負担するが、それを超える分は執筆者の負担とする。
 - ④原稿には和文および英文の表題、さらに英文の要約をつける。また執筆者名、所属機関名についても同様とする。
 - ⑤原稿に3語のキーワードをつける（和文・英文とも）。
6. 本紀要に発表する原著論文、研究ノートは他に未発表のものに限られる。
7. 外国語による原稿については運営委員会において審議のうえ、許可することがある。分量は日本語原稿の場合に準ずるものとする。
8. 運営委員会が依頼した外国語原稿を翻訳して掲載する場合には、その翻訳者に対し翻訳料を支払うものとする。その金額については運営委員会で審議のうえ決定する。
9. 本紀要に掲載された論文等の著作権は学校法人関西学院に帰属する。論文等は、電子化並びに関西学院大学・同大学外のデータベースなどのサイト上での公開を行うものとする。また、執筆者がすでに外国語または日本語で発表した論文等を日本語または外国語に翻訳して掲載を希望する場合には、運営委員会において審議のうえ、それを許可することがある。ただし、この場合、著作権処理に関する責任は全て執筆者が負うものとする。その場合の翻訳料は支払わない。
10. 本紀要の執筆者に対して、研究会費または購読費納入者の場合は、本誌1部と抜刷50部を無料で配付する。ただし、それ以上の抜刷を希望する場合、その実費は本人の負担とする。非納入者の場合は、本誌1部を無料で配付するとともに、希望部数の抜刷を実費で配付する。
11. 発行された紀要は名誉会員、普通会员、大学院学生、研究員および学部学生に配布する。その年度の非常勤講師にも配布する。また、本紀

要は上記以外の者に頒布することができる。

12. この編集内規は運営委員会の議を経て変更することがある。ただし、その変更はその年度の人間福祉学部研究会総会で報告されなければならない。

附則

1. この編集内規は、2008年7月9日から施行する。

2. この編集内規は、2009年5月13日から改正施行する。

3. この編集内規は、2012年5月9日から改正施行する。

4. この編集内規は、2013年2月14日から改正施行する。

5. この編集内規は、2014年2月14日から改正施行する。